17　16の欄は、船舶が主に停泊している港の所在する都道府県を、都道府県コードの最初の２桁で記載すること。

18　17の欄は、船舶の場合は船舶が主に停泊している港の名称を、航空機の場合は航空機の定置場の名称を記載すること。

19　18の欄は、当該船舶の所有者について、免許人（免許の申請の場合にあつては、申請者）又はその他の別を該当する□にレ印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を括弧内に記載すること。

20　19及び29の欄は、15の欄に記載した当該無線局の識別信号又は名称（免許の申請等の場合は、希望する識別信号又は名称）を記載すること。

21　20の欄は、該当する□にレ印を付けること。この場合において、記載されている以外のものを希望するときは、具体的に記載すること。

22　21の欄は、航行区域又は従業制限及び航行する海域について、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

［削る］

23　22の欄は、「123456」、「ＴＫ２―1234」のように記載すること。

24　23の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

25　24の欄は、船舶の総トン数を具体的に記載すること。

26　25の欄は、当該船舶の信号符字がある場合に限り、記載すること。

27　26及び27の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

28　28の欄は、特定船舶局に限り、加入している海岸局の名称を正加入、準加入の別に従い記載すること。

29　30の欄は、該当する□にレ印を付けること。また、「その他」に該当するときは、具体的に括弧内に記載すること。

30　31の欄は、機器ごとに製造者名を記載すること。ただし、当該機器が検定合格機器又は適合表示無線設備であるものについては、記載を要しない。

31　32の欄は、当該機器が検定合格機器である場合には検定番号を、適合表示無線設備である場合には、技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載し、その他の場合は、当該機器の名称を記載すること。

32　33の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。

33　34及び35の欄は、該当する□にレ印を付けること。この場合「その他」に該当するときは、具体的に括弧内に記載すること。なお、特殊な設備は受信のみを目的とする受信設備（無線局のものを除く。）であるもの、附属装置は送信設備に接続される又は内蔵されている装置とする。

34　36の欄は、設備規則第９条の２第１項に規定する自動識別装置を備える無線局に限り、当該装置の識別番号を記載すること。

35　37の欄は、設備規則第９条の２第６項に規定するデータ伝送装置を備える特定船舶局に限り、船舶等識別番号を記載すること。

36　38の欄は、この別表の記載事項以外の工事設計について、法第３章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

20　19の欄は、船舶が主に停泊している港の所在する都道府県について、日本工業規格ＪＩＳ　Ｘ0401に規定する都道府県コード（２桁）を記載すること。

21　20の欄は、船舶の場合は船舶が主に停泊している港の名称を、航空機の場合は航空機の定置場を記載すること。

22　21の欄は、当該船舶の所有者について、免許人（免許の申請の場合にあつては、申請者とする。）又はその他の別を該当する□にレ印を付けることとし、その他に該当する場合は、その名称を括弧内に記載すること。

［新設］

23　22の欄は、該当する□にレ印を付けること。この場合、記載されている以外のものを希望するときは、具体的に記載すること。

24　23の欄は、航行区域又は従業制限並びに航行する海域について、コード表により該当するコードを記載すること。

25　24の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

26　25の欄は、「123456」又は「ＴＫ２―1234」のように記載すること。

［新設］

27　26の欄は、船舶の総トン数を具体的に記載すること。

28　27の欄は、当該船舶の信号符字がある場合に限り、記載すること。

29　28及び29の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

30　30の欄（特定船舶局に限る。）は、加入している海岸局の名称を正加入、準加入の区別より記載すること。

31　31の欄は、該当する□にレ印を付けること。この場合、「その他」に該当するときは、具体的に（　）に記載すること。

32　32の欄は、機器ごとに製造者名を記載すること。この場合、当該機器が検定合格機器又は適合表示無線設備であるものについては記載を要しない。

33　33の欄は、当該機器が検定合格機器である場合には検定番号を、適合表示無線設備である場合には、技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載し、その他の場合は、当該機器の名称を記載すること。

34　34の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。ただし、法第10条又は法第18条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。

35　35の欄は、該当する□にレ印を付けること。この場合「その他」に該当するときは、具体的に（　）に記載すること。

36　36の欄は、設備規則第９条の２第１項に規定する自動識別装置を備える無線局に限り、当該識別番号を記載すること。

37　37の欄は、設備規則第９条の２第７項に規定するデータ伝送装置を備える特定船舶局に限り、船舶等識別番号を記載すること。

38　38の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第３章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。